名古屋市公報

令和 6年 8月28日　　第267号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局行政ＤＸ推進部法制課長

目　次　　ページ

告　示

○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第403号）　3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第404号）　4
○ 町及び字の区域の変更　（ス市・住民課）（第405号）　5
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧　（住都・都市計画課）（第406号）　8
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）（第407号）　11
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第408号）　13

教育委員会告示

○ 名古屋市生涯学習センターの臨時休館について　（第24号）　14

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局契約規程の一部改正　（第21号）　15

公　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　16
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　18
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　20
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　22
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　24
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　26
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　28
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　30
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　32

名古屋市告示第 403号

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 746号及び令和 6年名古屋市告示第64号により指定した要措置区域の一部を解除します。

令和 6年 8月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域

名古屋市港区港明一丁目1015番 1の一部

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）

砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 404号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 747号及び令和 6年名古屋市告示第65号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 6年 8月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
名古屋市港区港明一丁目1015番 1の一部

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第405号

町及び字の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市北区の別図第1の区域において、令和6年9月21日から、次のとおり町及び字の区域の変更をすることとしたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年8月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

区域を変更する町及び字の名称及びその区域

1　名称

福徳町2丁目、3丁目、5丁目、6丁目及び7丁目

2　区域

別図第2のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

別図第1

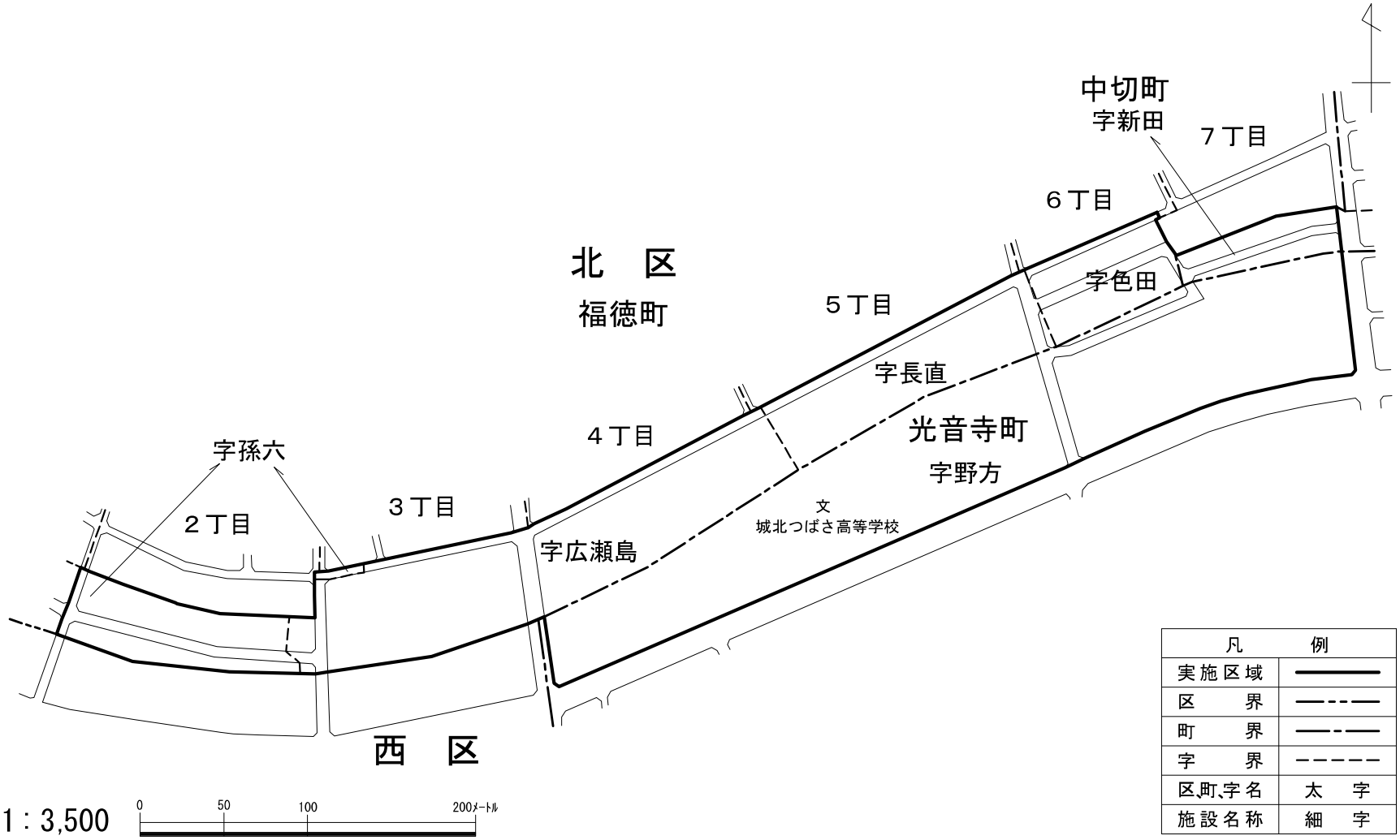

凡　例	
実施区域	――――
区　界	―・―・―
町　界	――・――
字　界	－ － － －
区､町､字名	太　字
施設名称	細　字

別図第2

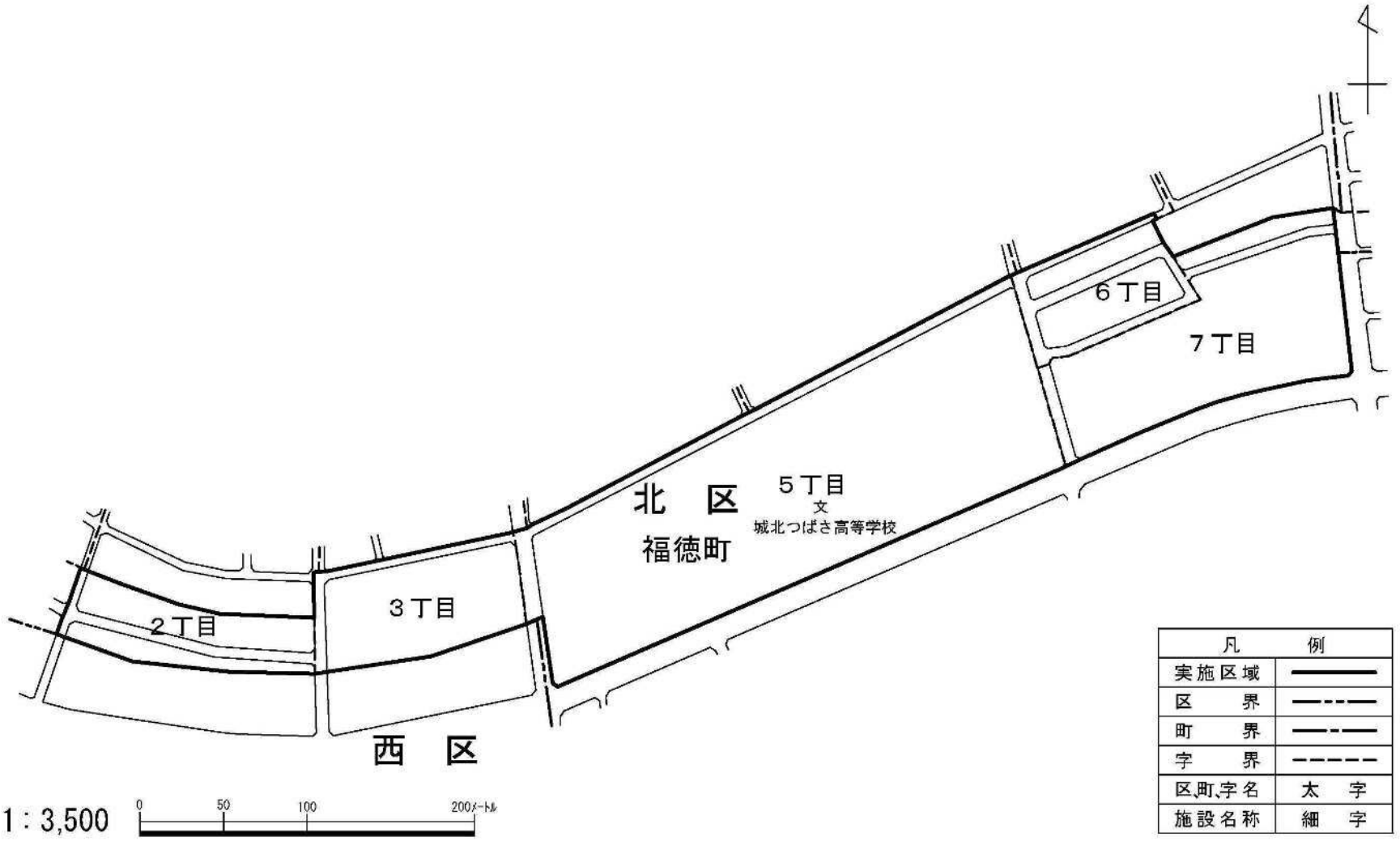
北　区
福徳町
５丁目
文
城北つばさ高等学校
６丁目
７丁目
３丁目
２丁目
西　区
1：3,500
0
50
100
200メートル
凡　例
実施区域
区　界
町　界
字　界
区、町、字名
太　字
施設名称
細　字

名古屋市告示第406号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和6年8月19日

名古屋市長　河　村　た か し

1　種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　平田地区計画

2　位置及び区域

名古屋市西区浮野町及び中沼町の各一部

（別図のとおり）

3　縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年8月20日から同年9月2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別　図

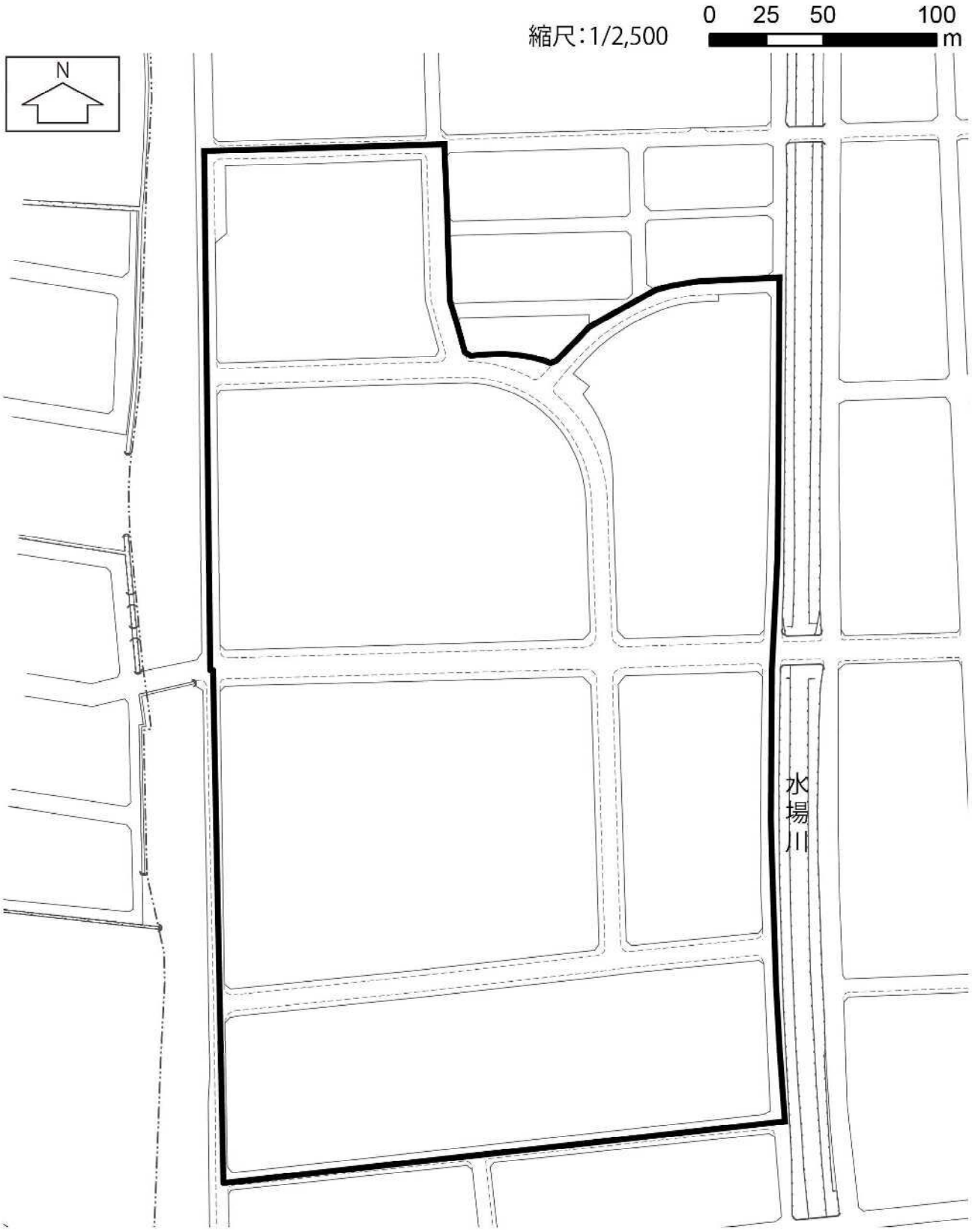

名古屋市告示第 407 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	御膳洞第 1 号線	名古屋市守山区弁天が丘1804番地先から 名古屋市守山区御膳洞 102 番の 1 地先まで	前	0.135	11.94 ～ 16.00	附図
	B				0.017	13.41 ～ 13.50	
	A			後	0.135	11.94 ～ 29.20	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附　図

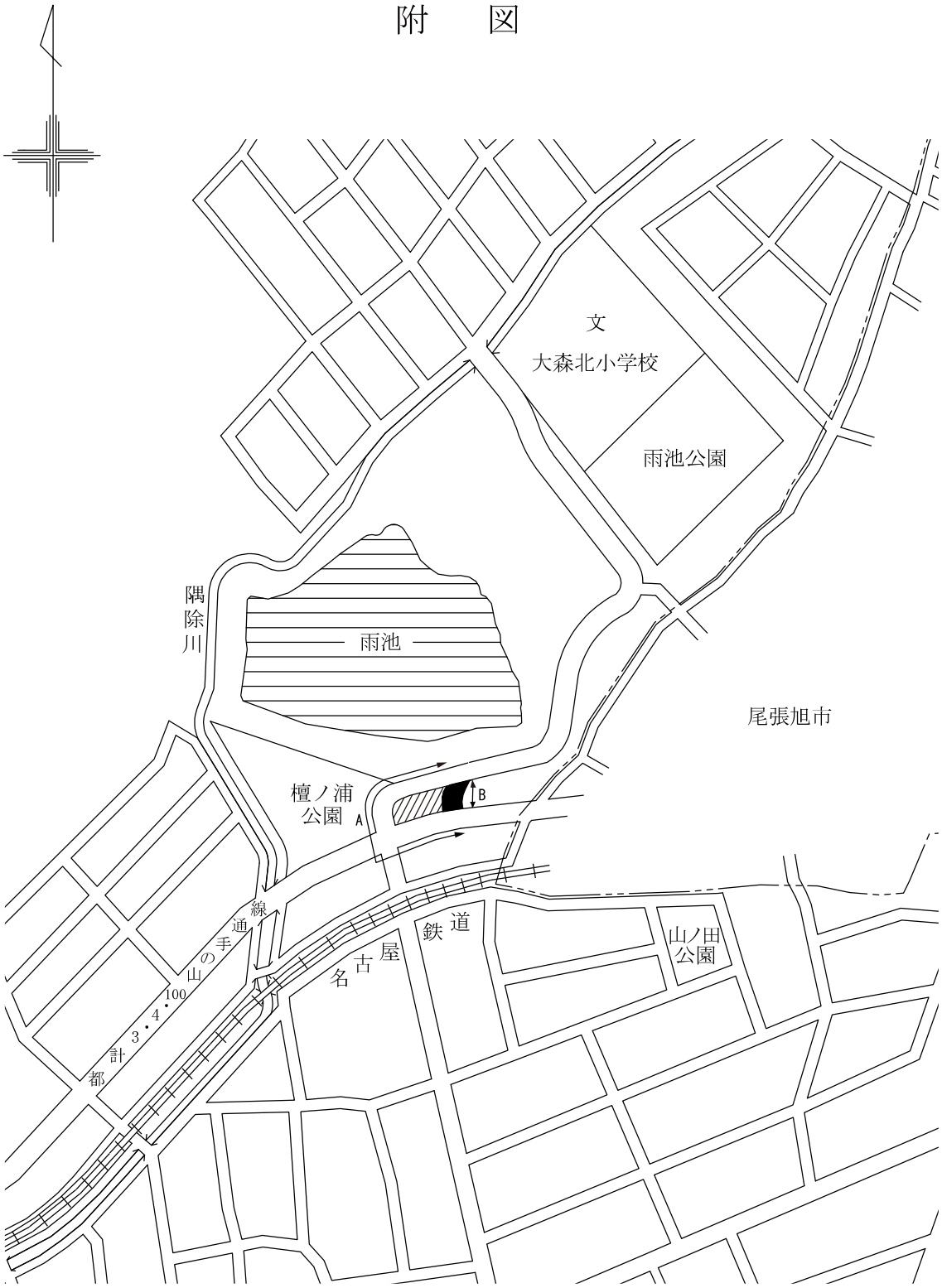

凡　例

区域変更により道路の区域とする部分

区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 408号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 8月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

許可年月日及び許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6年 2月27日 5指令住開指第 110号	名古屋市守山区大牧町 904番	愛知県豊川市白鳥町京次52番地の 1 岡田建設株式会社 代表取締役　岡田　司

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市教育委員会告示第24号

名古屋市生涯学習センターの臨時休館について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第３条第３項の規定に基づき、西生涯学習センターを令和６年12月１日から令和７年２月28日まで、南生涯学習センターを令和６年10月14日から令和７年１月13日まで、名東生涯学習センターを令和６年12月４日から令和７年２月28日まで臨時休館します。

令和６年８月20日

名古屋市教育委員会教育長　　坪　田　知　広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

令和６年８月23日

名古屋市上下水道局長　　横　　地　　玉　　和

第12条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

第18条第１項中「及び参加資格を証する書面を提示させることができる」を「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提示させ、又は提出させなければならない」に改め、同条第２項を削る。

第19条第１項中「場合には、」の次に「委任状によってこれを証明させ、前条による」を加え、「提出させることができる」を「提出させなければならない」に改める。

第22条第３号中「いう。）を」を「いう。以下同じ。）を」に改める。

第32条第１項中「契約の相手方とともに記名押印」を「又は記録」に改める。

第34条第１項中「及び」を「に記名押印又は電子署名をし、」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年９月２日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の名古屋市上下水道局契約規程第19条、第32条及び第34条の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＪＲＦ新守山ショッピングセンター

名古屋市守山区新守山2830番地

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役　関口　憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか16者	ユニー株式会社 代表取締役　榊原　健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか15者

3　変更の日

令和 5年10月31日　ほか

4　変更した理由

代表者変更のため　ほか

5　届出の日

令和 6年 7月19日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月20日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

中日ビル

名古屋市中区栄四丁目 101番　ほか 7筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
―	株式会社マツモトキヨシ 代表取締役　松本　貴志 千葉県松戸市新松戸東 9番地 1 ほか37者

3　変更の日

令和 6年 4月23日

4　変更した理由

小売業者が確定したため

5　届出の日

令和 6年 7月26日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月20日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋南ショッピングセンター

名古屋市南区豊田四丁目82番地 1　ほか 6筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役　橋本　勝 東京都千代田区丸の内一丁目 4番 1号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役　大山　一也 東京都千代田区丸の内一丁目 4番 1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役　関口　憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか26者	ユニー株式会社 代表取締役　榊原　健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか22者

3　変更の日

(1) 設置者の代表者については、令和 3年 4月 1日

(2) 小売業者については、令和 5年10月31日　ほか

4　変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、代表者変更のため　ほか

5　届出の日

令和 6年 7月19日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月20日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番　ほか 7筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社近鉄百貨店 代表取締役　秋田　拓士 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1番43号 ほか 6者	株式会社近鉄百貨店 代表取締役　梶間　隆弘 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1番43号 ほか 6者

3　変更の日

令和 6年 5月23日　ほか

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

令和 6年 7月25日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月20日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹアラタマ店

名古屋市南区駈上一丁目 106番

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役　白濱　満明 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役　平田　一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ＵＤリテール株式会社 代表取締役　片桐　三希成 横浜市神奈川区入江二丁目18番地 ほか 2者	ＵＤリテール株式会社 代表取締役　鈴木　康介 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 ほか 3者

3　変更の日

(1) 設置者の代表者については、令和 5年 9月27日

(2) 小売業者については、令和 5年 9月27日　ほか

4　変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、代表者変更のため　ほか

5　届出の日

令和 6年 7月 1日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月20日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

なるぱーく

名古屋市緑区浦里三丁目 232番

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役　梅田　圭 東京都千代田区丸の内一丁目 3番3号	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役　笹田　賢一 東京都千代田区丸の内一丁目 3番3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ニトリ 代表取締役　武田　政則 札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号 ほか21者	株式会社ニトリ 代表取締役　似鳥　昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号 ほか21者

3　変更の日

(1) 設置者の代表者については、令和 6年 4月 1日

(2) 小売業者については、令和 6年 2月 1日　ほか

4　変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、代表者変更のため　ほか

5　届出の日

令和 6年 7月30日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月21日から同年12月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月23日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＹＡＭＡＤＡ　ｗｅｂ．ｃｏｍ　千種センター店

名古屋市千種区内山一丁目2001番

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　馬場　誠 東京都港区港南一丁目 8番27号	ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　谷津　剛也 東京都港区港南一丁目 8番27号

3　変更の日

令和 6年 6月28日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

令和 6年 7月29日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月21日から同年12月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月23日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武専門店

名古屋市中村区松原町 2丁目61番　ほか 3筆

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　馬場　誠 東京都港区港南一丁目 8番27号	ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　谷津　剛也 東京都港区港南一丁目 8番27号

3　変更の日

令和 6年 6月28日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

令和 6年 7月29日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月21日から同年12月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月23日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武店

名古屋市中村区松原町 3丁目33番　ほか 3筆

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　馬場　誠 東京都港区港南一丁目 8番27号	ジェイアール東海不動産株式会社 代表取締役　谷津　剛也 東京都港区港南一丁目 8番27号

3　変更の日

令和 6年 6月28日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

令和 6年 7月29日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月21日から同年12月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月23日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和６年度名古屋市職員職務経験者採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和６年８月23日

名古屋市人事委員会委員長　　鈴　木　典　行

八

令和6年度

名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）
【追加募集：獣医・保育Ⅱ】

令 和 ６年 ８月 ２３日
名 古 屋 市 人 事 委 員 会

【申込期間】
8月23日（金）から9月19日（木）までの申込完了分有効

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

本市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

なお、第１次試験の職務能力試験は**特別な対策が必要ない試験問題**です。

注意事項

・　本試験に合格された方は**原則として令和７年４月採用**です。

● 募集内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
獣　　医	**5名程度**	・　動物愛護センター、東山動物園等における獣医療等 ・　食肉衛生検査所におけると畜検査 ・　保健センター等における食品衛生、環境衛生、薬務、公害対策に関する監視指導、検査、環境教育　など
保 育 Ⅱ	**10名程度**	保育所以外の児童福祉施設等における児童の保育（夜間業務を含みます。）　など

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

＜お問合せ先＞　名古屋市人事委員会事務局任用課
〒４６０－８５０８　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
ＴＥＬ：０５２－９７２－３３０８
ＦＡＸ：０５２－９７２－４１８２
Mail：a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

● 受験資格

次の**(1)～(5)の要件を全て満たすこと**が必要です。

(1) 年齢要件

試験区分	年齢要件
獣　　医	昭和38年（1963年）4月2日から平成元年（1989年）4月1日までに生まれた方
保 育 Ⅱ	昭和38年（1963年）4月2日から平成6年（1994年）4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成26年8月1日から令和6年7月31日まで）中に、**職務経験（※１）が通算5年以上**ある方。

ただし、**最低1か所で3年以上継続して就業していた期間**が必要です。

※１ 通算可能な職務経験について

【獣医区分】

・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として同一の事業所に**週あたり30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間**のことをいいます。
対象となる職務経験は、以下のいずれかの職務経験です。

・民間企業、動物病院における獣医師としての職務経験
・公的機関における獣医師としての職務経験

（注）いずれも獣医師免許取得後の就業期間のみ通算できます。

【保育Ⅱ区分】

・「職務経験」とは、**児童養護施設等（※２）において保育士として週あたり30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間**のことをいいます。

（注）保育士登録後の就業期間のみ通算できます。

※２ 「児童養護施設等」とは、次の施設及び事業所です。

- 児童養護施設や保育所をはじめとする児童福祉施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童の一時保護施設
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

（注）4ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（基準日：令和6年7月31日）

試験区分	資格要件等
獣　　医	基準日時点で獣医師の免許を有する方
保 育 Ⅱ	基準日時点で保育士の資格を有する方

※　第2次試験で、獣医師免許証又は保育士証**（原本）**を確認します。詳しくは第1次試験合格者宛てに通知します。

(4) 次のいずれにも該当しない方

・　地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

～職務経験期間の計算方法について～

- **勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。**（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

（通算可能）

＜ケース１（受験資格を満たす例）＞

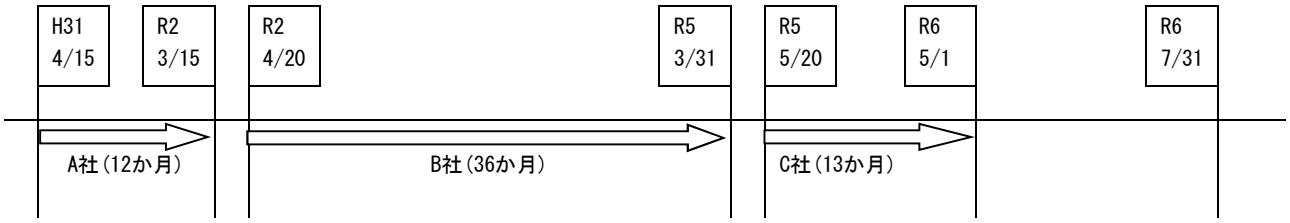

職務経験の合計は 61 か月(5 年以上)、かつ B 社で 36 か月(3 年)継続して就業しているので、受験資格を満たす。

（通算可能）　（通算不可）

＜ケース２（受験資格を満たさない例）＞

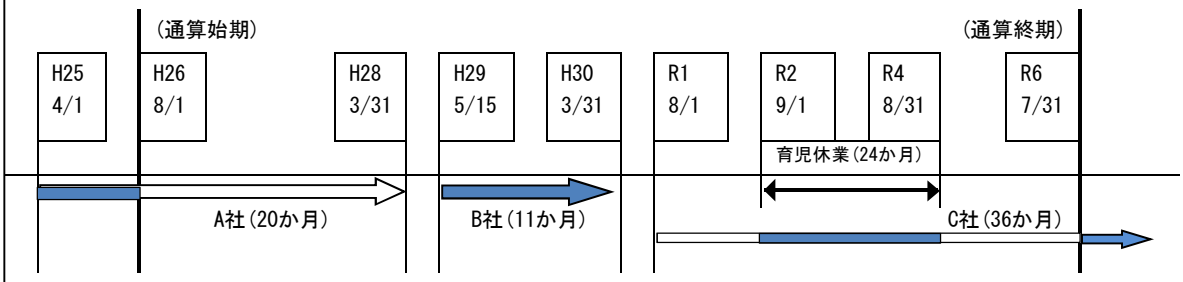

職務経験の合計が56か月なので、受験資格を満たさない。

Ａ社：直近10年間での職務経験なので平成26年8月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

Ｂ社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

Ｃ社：育児休業期間の24か月は通算しないので、職務経験は36か月(3年)となります。(3年継続は満たす。)

労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

Ｃ社：令和6年8月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

● 試験の日程等　（注）試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や合否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	8月23日(金)～9月19日(木)
受験票発行	10月2日(水)
受験教室のお知らせ	10月18日(金)　市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	**10月20日(日)** **着　席　午前9時00分**　　終了予定　午後0時00分頃 ・第1次試験会場は、市内の大学を予定しております。 詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、6ページをご覧ください。 **なお、第3次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。**
第1次試験合格者発表	10月30日(水)
第2次試験（個別面接）	11月16日(土)
第2次試験合格者発表	11月27日(水)
第3次試験 (プレゼンテーション)	12月8日(日)
最終合格者発表	12月18日(水)

＜合格者発表について＞

・　合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア　第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で11月7日(木)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

イ　第2次試験合格者通知及び最終結果通知

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で12月3日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

＜面接の日程について＞

・　第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
・　第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
・　**試験日程を受験者の希望により変更することはできません。**

● 試験方法

(1)　合格者の決定方法

・　各段階の合格者は、第 2 次試験以降各段階の全ての得点を合計して決定します。

・　各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

・　試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。なお、第 1 次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合は、第 1 次試験を欠席したものとみなします。

(2)　試験の内容、出題分野

・　問題は活字印刷文による出題です。

・　身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。

・　試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	職務能力試験（60分）	公務員として必要な基礎的な能力をみる試験（択一式） （論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解）　〈60問必須解答〉	(注)
第2次試験	個別面接	個別面接	720点
第3次試験	論文試験（60分）	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験 **《10月20日（日）実施》**	600点
	プレゼンテーション	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力を、名古屋市職員としてどう活かしていくかについての発表及びその内容をふまえた個別面接	1,680点

(注)職務能力試験は、職務遂行に必要な基礎的な能力を判定するものです。

● 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

○　複数の試験区分に申し込むことはできません。申込内容を変更する場合は、以前の申し込みを確実に取り下げてから改めて申し込んでください。複数の申し込みを確認した場合は、最初の申し込みを有効とします。

○　**申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**

○　**土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。**

○　名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

<table>
<tr><td>利用環境</td><td colspan="2">**インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォン**と**電子メールアドレス**のほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するために**プリンター**とAdobe Reader等が必要となります。
・　インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。
・　プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。
・　Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。
https://get.adobe.com/jp/reader/
・　受験票及び写真票兼承諾書の印刷はＡ４判の普通紙で行ってください。
・　使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。
・　名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問（https://graffer.jp/faq/）」をご覧ください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">申込から第1次試験までの流れ</td></tr>
<tr><td>申込期間</td><td colspan="2">**8月23日（金）から9月19日（木）までに申込が完了**したもののみを有効とします。
・　システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。
・　**使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。**</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td colspan="2">①　名古屋市電子申請サービス（https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya）にアクセスしてください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）
②　キーワード検索で、「職務経験者採用試験」と検索してください。
③　試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。
申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は忘れないようにしてください。
使用したログイン方法等につきましては、当人事委員会事務局では一切わかりません。</td></tr>
<tr><td>受験票等の発行
10/2～</td><td>受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名</td><td>・　10月2日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。）
・　10月4日（金）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>第1次試験
10/20</td><td>受験票及び写真票兼承諾書を提示</td><td>・　写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。</td></tr>
</table>

● 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第１次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

● 合格から採用まで

(1)　この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。

(2)　最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。

(3)　採用は、原則として**令和7年4月**です。

(4)　受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、職種によって必要とされる免許等の資格が採用時に有効でない場合は、採用されません。

(5)　最終合格発表後、保育Ⅱ区分については児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、保育士特定登録取消者管理システムにて照会を行います。

(6)　日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

● 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

<table>
<tr><th>閲覧できる人</th><th>内容</th><th>期間</th><th>請求方法</th></tr>
<tr><td>第1次試験
不合格者</td><td>科目別得点
総合得点
合格基準点
総合順位</td><td rowspan="3">合格発表日当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）
・ 9：00～12：00
・13：00～17：00
（土・日・祝日・振替休日を除く。）</td><td rowspan="3">人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、下記の書類を提示してください。
なお、身分証明書は運転免許証等の<u>氏名及び生年月日</u>の記載があるものに限ります。

受験者本人が閲覧する場合
・受験票
・身分証明書
代理人が閲覧する場合
・受験票
・委任状及び委任者（受験者）の身分証明書の写し
・代理人の身分証明書</td></tr>
<tr><td>第2次試験
不合格者</td><td>科目別得点
総合得点
合格基準点
総合順位</td></tr>
<tr><td>第3次試験
不合格者</td><td>科目別得点
総合得点
合格点
総合順位</td></tr>
</table>

（注）
- 職務能力試験については、得点に代えて判定結果をお示しします。
- 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
- 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- 必要提示書類（身分証明書及び受験票等）に不足がある場合は閲覧できません。
- 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

● 主な勤務条件

(1) 初任給の例　　(令和6年4月1日現在　人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

採用時の年齢 (　) 内は獣医	職務経験 (　) 内は獣医	保育Ⅱ	獣医 (獣医に関する6年制 大学卒の場合)
31歳 (36歳)	9年 (12年)	282,440円	311,650円
41歳 (41歳)	19年 (17年)	317,745円	325,450円
51歳 (51歳)	29年 (27年)	339,250円	342,470円

(注)・　上表の初任給例は、保育Ⅱは 22 歳で大学卒業後、獣医は 24 歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当 (4.50月分) などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等 (勤務場所により別の定めとなる場合があります。)

1 日あたり 7 時間45分、 1 週あたり38時間45分です。週休日は週に 2 日です。

● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、**公式Ｘ (旧：Twitter) または公式LINE**により、お知らせします。(公式Ｘ (旧：Twitter) のフォロー・LINEの登録は12ページ＜情報コーナー＞をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

● その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア　公権力の行使に該当する職務

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般　など

イ　公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 第１次試験会場

第１次試験会場は、市内の大学等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。
ぜひご覧ください！
https://www.recruit.city.nagoya.jp/

◇ 「名古屋市職員総合案内-技術職-」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、
業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！
https://www.city.nagoya.jp/jinji/page/0000046200.html

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

試験についての「よくある質問」や過去の実施状況も掲載しています。
ぜひご覧ください！
https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/65-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html

◇ X（旧：Twitter）（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。
フォローをお待ちしております！
https://x.com/nagoyashi_saiyo

◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録してください。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。
https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000147769.html